

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専 決 処 分 書

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年4月1日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

### 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「28,056円」を「23,376円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,376円」とあるのは、「34,284円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,376円」とあるのは、「45,204円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行した。